

高等学校等就学支援金について

高等学校等就学支援金は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志のある高校生などが安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、授業料に充てるために私立学校等の生徒に支給されるものです。

I 私立高校に通う高校生への授業料に対する支給額

支給額：年額 118,800 円以内（1ヶ月あたり 9,900 円以内）

II 保護者が以下の条件に該当する場合の授業料に対する支給額
（上記**I**の支給額に加算して算出）

要件	市町村民税所得割額	支給額
A	非課税 （年収 250 万円未満相当）	年額 237,600 円以内【2.0 倍】 （1ヶ月あたり 19,800 円以内）
B	18,900 円以下【父母で合算】 （年収 250～350 万円未満相当）	年額 178,200 円以内【1.5 倍】 （1ヶ月あたり 14,850 円以内）

※保護者の市町村民税額は、父母の合算となります。

※保護者が両親以外の場合はその者の所得となります。

※年収はおおよその目安であり加算の判断は市町村民税額によります。

III さらに上記**II**要件Aの該当者については、県の授業料減免補助を上乗せすることが検討されています。

平成22年2月22日 更新

鹿児島県私立中学高等学校協会